

変更 年度	令和 5
----------	---------

置賜地域森林計画変更計画書

最上川流域
置賜森林計画区

令和 4年 4月 1日
計画期間
令和14年 3月31日

令和 3年12月 策 定
令和 4年12月 一部変更
令和 6年 1月 一部変更

山 形 県

置賜森林計画区の地域森林計画を下記のとおり変更する。

記

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(3) 森林・林業の概況

ア 森林の現況

また、スギ等の針葉樹 36,955ha の齢級構成をみると、11 齢級をピークとし、利用期（10 齢級以上）を迎えた面積が 28,388ha（77%）を占めており、利用段階になっている。

3 計画樹立にあたっての基本的な考え方

(2) 計画策定にあたっての考え方

本森林計画区の人工林の多くが、10 齢級以上の利用期を迎えていることから、水源涵養や県土保全等の公益的機能に加え、安定した木材供給の持続的な発揮を図るために、適切な主伐と再生林を実施し、人工林の齢級構造の平準化を図ることとする。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

【地域森林計画の対象に追加する区域】

市町村名	所 在		面積	理由	備考
	大字	字			
米沢市	関	葦ノ沢ほか	0.02ha	境界明確化事業の反映	
高島町	上和田上組	小黒川ほか	8.06ha	官行造林の返地	
東南置賜 計			8.08ha		
小国町	小国町	百子沢	14.49ha	官行造林の返地	
白鷹町	荒砥乙	若布沢ほか	1.32ha	現地調査による反映	
白鷹町	十王	磯澤ほか	0.62ha	現地調査による反映	
白鷹町	中山	八森下ほか	15.04ha	境界明確化事業の反映	
白鷹町	黒鴨	軽井沢一ほか	48.54ha	官行造林の返地	
飯豊町	高峰	清明	24.61ha	官行造林の返地	
西置賜 計			104.62ha		
置賜森林計画区 計			112.70ha		

【地域森林計画の対象から除外する区域】

市町村名	所 在		面積	理由	備考
	大字	字			
米沢市	口田沢	西深沢ほか	0.14ha	施業履歴の反映	
米沢市	万世町刈安	山梨子沢ほか	0.04ha	施業履歴の反映	
米沢市	板谷	三坂ほか	0.04ha	施業履歴の反映	
川西町	大舟	大倉山ほか	0.02ha	林地開発の完了	
東南置賜 計			0.24ha		
小国町	小玉川	伊勢堂裏ほか	0.03ha	林地開発の完了	
西置賜 計			0.03ha		
置賜森林計画区 計			0.27ha		

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道や集落からの距離等といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の有する多面的機能^注を高度に発揮させるため、森林の生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を図ることとする。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

(末尾に以下を追記)

注：森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図

ることを基本とし、気象、地形、地質、土壌その他の自然条件のほか車道や集落からの距離等といった社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

また、伐採跡地が連続することがないように、隣接する伐採跡地間は主林木又は周辺森林の成木の樹高程度の間隔をあけることや、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全等を考慮した方法とする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、気候、地形、地質、土壌その他の自然条件、種苗の需給動向、造林施業技術、木材の利用状況等を勘案して定めることとし、標準的な人工造林の対象樹種は、スギ、アカマツ、ブナ、ナラを主体とする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木をいう）の確保を図るため、その増加に努めることとする。なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整

備など森林管理の適正化を図る。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材への適正な受入れ等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

あわせて、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとする。

(5) 木材加工・流通体制の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の保続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

オ 太陽光発電施設などの大規模な施設を設置する場合には、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引下げや、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の

工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳密に運用することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

区 分	総数 (千m ³)			主伐 (千m ³)			間伐 (千m ³)		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	<u>1,712</u>	<u>1,354</u>	<u>358</u>	<u>1,272</u>	<u>914</u>	<u>358</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	-
うち前半 5年分	<u>852</u>	<u>680</u>	<u>172</u>	<u>612</u>	<u>440</u>	<u>172</u>	<u>240</u>	<u>240</u>	-

2 間伐面積

区 分	間伐面積 (ha)
総 数	<u>7,540</u>
うち前半5年分	<u>4,110</u>

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区 分	人工造林 (ha)	天然更新 (ha)
総 数	<u>1,680</u>	<u>2,068</u>
うち前半5年分	<u>752</u>	<u>939</u>

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別紙1のとおり変更する。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

別紙2のとおり変更する。

(3) 実施すべき治山事業の数量

別紙3のとおり変更する。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別紙1

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	米沢市	長峰	1.0	1	24	○	①	
米沢市				1 路線	1.0	1	24			
開設	自動車道		小国町	沼沢	7.0	1	427	○	①	改築
小国町				1 路線	7.0	1	427			
開設	自動車道		白鷹町	白鷹東部	5.7	1	527	○	①	改築
開設	自動車道		白鷹町	打越	1.5	1	32	○	②	
開設	自動車道		白鷹町	沼平	<u>4.4</u>	1	<u>167</u>	○	③	改築
白鷹町				3 路線	11.6	3	726			
開設	自動車道	林業専用道	飯豊町	豊津落合	2.0	1	156		①	
飯豊町				1 路線	2.0	1	156			
置賜計画区計				6 路線	21.6	6	1,333			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装・改良)		米沢市	大荒沢	2.5	10	1,025	○	①	局部
拡張	自動車道 (改良)		米沢市	烏川	0.1	1	594	○	②	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		米沢市	天狗沢	0.1	1	325	○	③	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		米沢市	温海	0.1	1	868	○	④	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		米沢市	大峠	0.1	2	268	○	⑤	橋梁
米沢市				5 路線	2.9	15	3,080			
拡張	自動車道 (舗装・改良)	林業専用道	南陽市	置賜東部	2.1	2	1,604		①	法面
拡張	自動車道 (舗装)		南陽市	中沢	4.0	5	441		②	
南陽市				2 路線	6.1	7	2,045			
拡張	自動車道 (改良)		長井市	置賜東部	6.9	2	918	○	①	局部
長井市				1 路線	6.9	2	918			
拡張	自動車道 (舗装)	林業専用道	小国町	尻無沢	1.8	1	221	○	①	
拡張	自動車道 (舗装)		小国町	沖庭	3.6	1	110	○	②	
小国町				2 路線	5.4	2	331			
拡張	自動車道 (改良)	林業専用道	飯豊町	中ヶ沢	2.5	1	202		①	幅員
拡張	自動車道 (改良)		飯豊町	天狗山	3.0	1	237		②	幅員
拡張	自動車道 (改良)	林業専用道	飯豊町	豊津落合	1.5	1	63		③	幅員
拡張	自動車道 (改良)		飯豊町	飯豊檜枝岐	1.0	9	1,043	○	④	局部 法面
拡張	自動車道 (改良)		飯豊町	東沢	0.1	1	2,198	○	⑤	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		飯豊町	小比倉	0.1	1	156	○	⑥	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		飯豊町	大日倉	0.1	1	369	○	⑦	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		飯豊町	中津川	0.1	1	1,148	○	⑧	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		飯豊町	堂滅沢	0.1	1	198	○	⑨	橋梁
飯豊町				9 路線	8.5	17	5,614			
置賜計画区計				19 路線	29.8	43	11,988			

注1： 開設及び拡張の別に記載。

注2： 拡張にあつては、舗装又は改良の別を種類欄に（ ）を付して併記。

注3： 知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載。

注4： 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載。

注5： 延長及び箇所数欄は市町村ごとに集計するとともに、総数を記載。

注6： 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載。

注7： 計画の開始期間から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載。

注8： 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

保安林の種類	面積 (ha)		備 考
		うち前半 5年分	
総数 (実面積)	<u>36,119.41</u>	<u>35,757.89</u>	
水源涵養のための保安林	22,377.30	22,037.11	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	<u>19,683.71</u>	<u>19,682.05</u>	土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林
保健、風致の保存等のための保安林	4,461.24	4,441.57	魚つき、航行目標、保健、風致保安林

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源涵養	米沢市	(刈安 沢合)	2.00	2.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	米沢市	(築沢 山梨沢東)	100.00	50.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	米沢市	(入田沢 大荒沢)				
指定	水源涵養	米沢市	(綱木 小畑沢)	30.00	30.00	水源涵養のため	
		米沢市	小計	132.00	82.00		
指定	水源涵養	南陽市	(小滝 十二ノ上)	100.00	50.00	水源涵養のため	
		南陽市	小計	100.00	50.00		
指定	水源涵養	川西町	(玉庭 黒滝沢)	100.00	50.00	水源涵養のため	
		川西町	小計	100.00	50.00		
指定	水源涵養	白鷹町	(横田尻 小白川)	52.00	52.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	白鷹町	(山口 南沢)	76.00	-	水源涵養のため	
指定	水源涵養	白鷹町	(萩野 水無一)	30.00	30.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	白鷹町	(中山 三ヶ)	30.00	30.00	水源涵養のため	
		白鷹町	小計	188.00	112.00		

指定	水源涵養	飯豊町	(手ノ子 沢ノ入)	30.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	(高峰 地獄沢)	58.00	58.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	(小坂) 号良沢	56.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	(高峰) 井取沢	5.00	5.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	(須郷) 猿禿	31.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	(手ノ子) 穴切	11.30	11.30	水源涵養のため	
飯豊町 小計				191.30	74.30		
置賜計画区計				711.30	368.30		
指定	災害防備	米沢市	(笹野本町) 館山一	19.00	19.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	米沢市	(入田沢) 白夫平裏	1.00		土砂流出防備のため	
指定	災害防備	米沢市	(赤芝町) 五郎兵エ落	17.00	17.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	米沢市	(関根) 内貝少	291.00	291.00	土砂流出防備のため	
米沢市 小計				328.00	327.00		
指定	災害防備	南陽市	(漆山) 一ノ滝	1.00		土砂流出防備のため	
指定	災害防備	南陽市	(金山) 寺裏	5.00	5.00	土砂流出防備のため	
南陽市 小計				6.00	5.00		
指定	災害防備	高畠町	(安久津) 西沢	1.00		土砂流出防備のため	
高畠町 小計				1.00			
指定	災害防備	川西町	(玉庭) 沢入	1.00		土砂流出防備のため	
川西町 小計				1.00			
指定	災害防備	長井市	(平野) 北脇ノ沢	1.00		土砂流出防備のため	
長井市 小計				1.00			
指定	災害防備	小国町	(沼沢) 際ノ沢	1.00		土砂流出防備のため	
小国町 小計				1.00			

指定	災害防備	白鷹町	(荒砥乙 立石)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	白鷹町	(下山 柱ノ澤)	12.00	12.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	白鷹町	(畔藤 板倉山)	8.00	8.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	白鷹町	(十王 三ツ滝)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	白鷹町	(佐野原 真木ノ沢)	5.00	5.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	白鷹町	(浅立 岩之入)	0.27	0.27	土砂崩壊防備の ため	
白鷹町 小計				27.27	27.27		
指定	災害防備	飯豊町	(須郷 太伝沢)	2.00	2.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	飯豊町	(高峰 内山)	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>土砂流出防備の ため</u>	
指定	災害防備	飯豊町	(榎 極楽寺)	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>土砂流出防備の ため</u>	
飯豊町 小計				<u>4.00</u>	<u>4.00</u>		
置賜計画区計				369.27	363.27		
指定	保健、風致の 保存等	米沢市	(関 芳谷地)	20.00		公衆の保健のた め	
米沢市 小計				20.00	-		
指定	保健、風致の 保存等	南陽市	(小滝 白鷹山)	20.00	20.00	公衆の保健のた め	
南陽市 小計				20.00	20.00		
置賜計画区計				40.00	20.00		
総計				1,120.57	751.57		

解除	水源涵養	米沢市	(入田沢 山葵沢)	0.26	0.26	指定理由の消滅	
解除	水源涵養	米沢市	(入田沢 夫伐沢)	0.57		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	米沢市	(入田沢 普洞沢)	3.43	3.43	指定理由の消滅	兼種①
解除	水源涵養	米沢市	(大沢 金連沢)	0.12		指定理由の消滅	兼種②
米沢市 小計				4.38	3.69		
解除	水源涵養	長井市	(平野 西栃平下)	0.33	0.33	指定理由の消滅	
長井市 小計				0.33	0.33		
解除	水源涵養	白鷹町	(黒鴨 黒沢屋敷)	1.79		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	白鷹町	(黒鴨 淀山一)	3.65	3.65	指定理由の消滅	兼種③
解除	水源涵養	白鷹町	(黒鴨 大実淵)	0.33		指定理由の消滅	兼種④
白鷹町 小計				5.77	3.65		
解除	水源涵養	飯豊町	(須郷 萩野沢)	0.02	0.02	指定理由の消滅	兼種⑤
飯豊町 小計				0.02	0.02		
置賜計画区計				10.50	7.69		
解除	災害防備	米沢市	(入田沢 普洞沢)	3.43	3.43	指定理由の消滅	土流 兼種①
解除	災害防備	米沢市	(大沢 金連沢)	0.12		指定理由の消滅	土流 兼種②
米沢市 小計				3.55	3.43		
解除	災害防備	長井市	(平野 西栃平下)	0.79		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	長井市	(平野 北脇ノ沢)	0.25	0.25	指定理由の消滅	土流 兼種⑥
長井市 小計				1.04	0.25		
解除	災害防備	小国町	(古田 松平)	0.21	0.21	指定理由の消滅	なだれ
解除	災害防備	小国町	(叶水 へツリ)	3.03		指定理由の消滅	なだれ
小国町 小計				3.24	0.21		
解除	災害防備	白鷹町	(黒鴨 淀山一)	3.65	3.65	指定理由の消滅	土流 兼種③
解除	災害防備	白鷹町	(黒鴨 大実淵)	0.33		指定理由の消滅	土流 兼種④
解除	災害防備	白鷹町	(滝野 北畑)	0.07		指定理由の消滅	土流
白鷹町 小計				4.05	3.65		
解除	災害防備	飯豊町	(下屋地 沢田林)	0.06	0.06	指定理由の消滅	土流
飯豊町 小計				0.06	0.06		
置賜計画区計				11.94	7.60		

解除	保健、風致の 保存等	長井市	(平野) 北脇ノ沢	0.25	0.25	指定理由の消滅	保健 兼種⑥
		長井市	小計	0.25	0.25		
解除	保健、風致の 保存等	白鷹町	(黒鳴) 大実淵	0.33		指定理由の消滅	保健 兼種④
		白鷹町	小計	0.33	-		
解除	保健、風致の 保存等	飯豊町	(須郷) 萩野沢	0.02	0.02	指定理由の消滅	保健 兼種⑤
		飯豊町	小計	0.02	0.02		
置賜計画区計				0.60	0.27		
総計				23.04	15.56		

注1： 指定及び解除の別に記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとの総数も記載。

注2： 総計欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林			8,391	8,391	839
災害防備のための保安林			9,999	9,999	999
保健、風致の保存等のための保安林			3,213	3,213	321

注1： 面積は、種類ごとかつ指定施業要件の整備区分ごとに計画期間中の合計を記載。

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
米沢市	(口田沢 裏ノ沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
米沢市	(口田沢 小平沢)	2		溪間工・本数調整伐	
米沢市	(入田沢 立石沢)	1		山腹工・本数調整伐	
米沢市	(入田沢 小釜沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
米沢市	(入田沢 檜原沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
米沢市	(大平 温海)	1		本数調整伐	
米沢市	(入田沢 八谷沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
米沢市	(関根 深沢)	1		溪間工	
米沢市	(入田沢 伏部沢)	1	1	本数調整伐	
米沢市	(浅川 戸塚山)	1	1	山腹工・本数調整伐	
米沢市	(大平 旭沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
米沢市	(入田沢 大猿倉沢)	1		本数調整伐	
米沢市	(入田沢 天狗沢)	1		本数調整伐	
米沢市	(大沢 大日嶽)	1		溪間工	
米沢市	(大沢 大豆蒔入道)	1		溪間工	
米沢市	(関 藤右エ門沢)	1		溪間工・本数調整伐	
米沢市	(入田沢 普洞沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
米沢市	(入田沢 白夫沢)	1		本数調整伐	
米沢市	(入田沢 沢ノ入)	1		本数調整伐	
米沢市	(赤崩 中丸一)	1		溪間工	
米沢市	(築沢 栃沢水上)	1	1	溪間工・本数調整伐	
米沢市	(板谷 五色山)	1	1	山腹工・植栽	
米沢市	(笹野本町 釈迦沢)	1	1	溪間工	
米沢市	(笹野本町 館山一)	<u>4</u>	<u>3</u>	溪間工	
米沢市	(関 湯ノ入沢)	1	1	溪間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
米沢市	(下小菅) 焼山	1	1	山腹工	
米沢市	(広幡町上小菅) 志田美沢	1	1	山腹工	
小計		31	17		
南陽市	(萩) 神明山	1		アンカー工	
南陽市	(漆山) 壱ノ滝	1	1	溪間工・本数調整伐	
南陽市	(池黒) ワリサワ	1		溪間工	
南陽市	(川樋) 岩部山	1	1	本数調整伐	
南陽市	(漆山) 一ノ滝	1	1	溪間工	
南陽市	(宮内) 十二堂山	1	1	溪間工	
南陽市	(宮内) 梅ヶ沢	1	1	溪間工	
南陽市	(宮内) 小坂山	1	1	溪間工	
南陽市	(宮内) 愛宕山	1	1	溪間工	
南陽市	(金山) 寺裏	1	1	溪間工	
南陽市	(太郎) 北子沢	1	1	溪間工	
南陽市	(和田) 沢田	1	1	溪間工	
南陽市	(和田) 館山ノ二	1	1	溪間工	
南陽市	(小滝) 白鷹山	1	1	溪間工	
小計		14	12		
高島町	(安久津) 大洞	1	1	溪間工・本数調整伐	
高島町	(安久津) 大神立	1	1	溪間工・本数調整伐	
高島町	(二井宿) 小湯	1		溪間工	
高島町	(二井宿) 小芦	1		溪間工・本数調整伐	
高島町	(亀岡) 払川	1	1	本数調整伐	
小計		5	3		
川西町	(玉庭) 田ノ沢	1		溪間工	
川西町	(下小松) 蛇沢	1	1	本数調整伐	
川西町	(玉庭) 館	1		山腹工	
川西町	(大舟) 向山	1	1	山腹工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
川西町	(朴沢 崩ヶ沢)	1	1	山腹工	
川西町	(朴沢 佐野山)	1	1	溪間工	
川西町	(朴沢 李山南)	1	1	山腹工	
川西町	(玉庭 河原沢)	1	1	山腹工	
川西町	(下小松 舞台山)	1	1	山腹工	
川西町	(上小松 内山沢)	1	1	山腹工	
川西町	(上小松 若松沢)	1	1	山腹工	
小計		11	9		
長井市	(川原沢 滝ヶ沢)	1		溪間工・本数調整伐	
長井市	(白兔 麓)	1	1	山腹工・本数調整伐	
長井市	(森 鎧沢)	1		溪間工・本数調整伐	
長井市	(森 横沢)	1		山腹工	
長井市	(平野 桂沢)	1	1	溪間工・森林整備	
長井市	(平野 仏沢)	1	1	森林整備	
長井市	(寺泉 鴨石沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
長井市	(白兔 獅子ヶ沢)	1	1	溪間工	
長井市	(上伊佐沢 平之沢)	1		溪間工	
長井市	(草岡 岡口)	1	1	溪間工	
長井市	(草岡 小三郎沢)	1	1	溪間工	
長井市	(草岡 大石沢)	1	1	溪間工	
長井市	(川原沢 黒付沢)	1	1	溪間工	
長井市	(川原沢 朴沢)	1	1	溪間工	
長井市	(川原沢 北の沢)	1	1	溪間工	
長井市	(寺泉 不動沢)	1	1	溪間工	
小計		16	12		
小国町	(伊佐領 樋ヶ沢)	1		溪間工・本数調整伐	
小国町	(沼沢 蛇沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
小国町	(河原角 城山)	1		溪間工・本数調整伐	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
小国町	(大滝 二足沢山)	1		溪間工・本数調整伐	
小国町	(種沢 滝の沢山)	1		溪間工・本数調整伐	
小国町	(今市 漆沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
小国町	(樽口 中田向)	1	1	山腹工	
小国町	(小玉川 弥次郎沢東)	1	1	山腹工	
小国町	(朝篠 丑子沢)	1		山腹工	
小国町	(新股 古道)	1		山腹工	
小国町	(古田 松平)	1	1	山腹工	
小計		11	5		
白鷹町	(滝野 中ノ町)	1	1	集水井工・山腹工	
白鷹町	(山口 和居集)	1		溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(山口 滝ノ澤)	1		溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(高玉 岩屋沢)	2	2	溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(荒砥乙 所峽)	1	1	溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(針生 芋畑)	1		溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(浅立 薬師入)	1	1	溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(黒鴨 黒岩)	1		本数調整伐	
白鷹町	(栃窪 助の沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(菖蒲 館山)	1		溪間工・本数調整伐	
白鷹町	(山口 滝之澤)	1	1	溪間工	
白鷹町	(荒砥乙 若布沢)	1	1	溪間工	
白鷹町	(荒砥乙 尾頼雪)	1	1	溪間工	
白鷹町	(高玉 龍門滝)	1	1	溪間工	
白鷹町	(十王 関寺山)	1	1	山腹工	
白鷹町	(滝野 出口)	1	1	溪間工	
白鷹町	(荒砥乙 仲町四)	1	1	山腹工	
白鷹町	(佐野原 真木ノ沢)	1	1	溪間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
白鷹町	(山口 清田沢)	1	1	溪間工	
白鷹町	(山口 和居集沢)	1	1	溪間工	
白鷹町	(畔藤 打越)	1	1	溪間工	
白鷹町	(荒砥乙 三ツ滝)	3	3	溪間工・山腹工	地区
白鷹町	(高玉 三廻峯)	1	1	溪間工	
白鷹町	(畔藤 板倉山)	2	2	溪間工・山腹工	
白鷹町	(下山 柱ノ沢)	3	3	溪間工	
小計		31	26		
飯豊町	(岩倉 天屋沢)	1	1	溪間工・本数調整伐	
飯豊町	(小屋 下西ノ俣)	1		溪間工・本数調整伐	
飯豊町	(小屋 上西ノ俣)	1	1	山腹工・本数調整伐	
飯豊町	(小屋 大日俣)	1		溪間工・本数調整伐	
飯豊町	(岩倉 黒滝)	1		溪間工・本数調整伐	
飯豊町	(広河原 北ヶ沢)	1	1	本数調整伐	
飯豊町	(小白川 柳沢)	1	1	溪間工・山腹工・集水井工	
飯豊町	(高峰 道金上台)	1	1	山腹工	
飯豊町	(須郷 太伝沢)	1	1	溪間工・山腹工	
飯豊町	(椿 極楽寺)	1	1	溪間工・山腹工	
飯豊町	(中 虎吉沢)	<u>2</u>	1	<u>溪間工</u> ・山腹工	
飯豊町	(高峰 内山)	2	2	山腹工	
飯豊町	(小白川 深沢)	<u>2</u>	<u>2</u>	山腹工	
飯豊町	(小白川 大天伯)	1	1	山腹工	
飯豊町	(手ノ子 落合)	1	1	山腹工	
飯豊町	(萩生 南中ヶ沢)	1	1	溪間工・山腹工	
小計		19	15		
置賜計画区計		138	99		

※1 区域欄には、当該区域の属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載するものとする。

※2 治山事業施行地数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上するものとする。

※3 計画期間の後半5カ年分の数量は、市町村別に記載しても差し支えない。

※4 主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐）を記載するものとする。